2025年度　佐川急便GHG排出量

2026年7月発行

☑で示す数値は、デロイトトーマツ サステナビリティ株式会社による第三者保証を受けています。

■集計範囲：佐川急便株式会社（国内事業拠点）

■温室効果ガス（GHG）排出量

			単位	2025年度
Scope1	エネルギー起源CO_2	軽油	t-CO_2	223,822
		ガソリン ※1	t-CO_2	29,957
		CNG	t-CO_2	10,748
		灯油	t-CO_2	208
		A重油	t-CO_2	231
		都市ガス	t-CO_2	1,657
		プロパンガス	t-CO_2	280
	非エネルギー起源GHG（CO_2換算）	HCFC　※2	t-CO_2	2
		HFC　※3	t-CO_2	8,328
		ドライアイス	t-CO_2	2,011
	Scope1合計		t-CO_2	☑ 277,243
Scope2	エネルギー起源CO_2（マーケット基準）	購入電力	t-CO_2	☑ 31,174
Scope3	Scope3合計		t-CO_2	☑ 1,575,089
合計	Scope1,2合計		t-CO_2	308,417
	Scope1,2,3合計		t-CO_2	1,883,506

※1.ハイオク含む

※2.ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）　※3.ハイドロフルオロカーボン（HFC）

■Scope3 温室効果ガス（GHG）排出量

			単位	2025年度
Cat.1	購入した製品・サービス		t-CO_2	☑ 83,811
Cat.2	資本財		t-CO_2	☑ 92,684
Cat.3	Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー活動		t-CO_2	☑ 55,289
Cat.4	輸送・配送（上流）		t-CO_2	☑ 1,320,305
Cat.5	事業から出る廃棄物		t-CO_2	☑ 4,656
Cat.6	出張		t-CO_2	☑ 1,964
Cat.7	雇用者の通勤		t-CO_2	☑ 15,310
Cat.8	リース資産（上流）	※Scope1に含めて算定	-	
Cat.9	輸送・配送（下流）	※Scope1に含めて算定	-	
Cat.10	販売した製品の加工	※販売製品の加工は該当無し	-	
Cat.11	販売した製品の使用	※販売製品は段ボール等の梱包資材のため、使用に伴うCO_2排出は無し	-	
Cat.12	販売した製品の廃棄		t-CO_2	☑ 1,070
Cat.13	リース資産（下流）	※Scope2に含めて算定	-	
Cat.14	フランチャイズ	※該当するフランチャイズは無し	-	
Cat.15	投資	※投資事業者ではないため対象外	-	

■Scope1,2,3の算定方法

カテゴリー		対象範囲・算定方法・排出原単位
Scope1		・佐川急便で使用した燃料（軽油、ガソリン、CNG、灯油、A重油、都市ガス、プロパンガス）及びHCFC、HFC、ドライアイスを対象。 ※生物由来のバイオガス燃料（31,417㎥）に伴うCO_2排出量を含まない。 ・CO_2排出量＝佐川急便で使用した燃料（軽油、ガソリン、CNG、灯油、A重油、都市ガス、プロパンガス）の使用量×排出原単位＋非エネルギー起源CO_2（HCFC、HFC、ドライアイス） ・排出原単位は、以下を参照。 燃料：「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づく「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」、CNG、都市ガス：環境省・経済産業省公表の「ガス事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－R6年度供給実績－　R7.6.30」 ・HCFC及びHFC：フロン類等の種類ごとの漏洩量に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に基づき定められた温暖化係数を乗じて算定
Scope2		・佐川急便で使用した電力を対象 ・CO_2排出量＝佐川急便で使用した電力の使用量×排出原単位 ・排出原単位は、環境省・経済産業省公表の「電気事業別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－R6年度実績－ R8.1.9、R8.2.25一部更新」を参照。（供給電力会社が不明な拠点の排出係数は対象年度の「全国平均係数」を使用）　※電力の実績が把握できない一部の拠点は、床面積あたりの原単位を用いて算出
Scope3	Cat.1 購入した製品・サービス	・購入した製品・サービスを対象（購買管理システム等により集計）。 ・CO_2排出量＝購入した製品・サービスの調達額×排出原単位 ・排出原単位は、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer3.6」（環境省）、「LCIデータベース IDEA version 2.3」（国立研究開発法人産業技術総合研究所 安全科学研究部門 IDEAラボ　一般社団法人サステナブル経営推進機構）を参照。
	Cat.2 資本財	・取得した有形固定資産（建設仮勘定を除く）及びソフトウェアを対象。 ・CO_2排出量＝固定資産取得額×排出原単位 ・排出原単位は、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer3.6」（環境省）を参照。
	Cat.3 Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー活動	・佐川急便で使用した燃料（軽油、ガソリン、CNG、バイオディーゼル、水素（グレー）、都市ガス、プロパンガス、灯油、A重油）、電力を対象。 ※再生可能エネルギー由来の電力は集計対象外 ・CO_2排出量＝佐川急便で使用した燃料（軽油、ガソリン、CNG、バイオディーゼル、水素（グレー）、都市ガス プロパンガス 、灯油、A重油）及び電力の使用量×排出原単位 ・排出原単位は、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.6」（環境省）及び「LCIデータベース IDEA version 2.3」（国立研究開発法人産業技術総合研究所 安全科学研究部門 IDEAラボ　一般社団法人サステナブル経営推進機構）を参照。

カテゴリー		対象範囲・算定方法・排出原単位
Scope3	Cat.4 輸送・配送(上流)	・委託輸送分(幹線輸送(トラック、鉄道、船舶)、集配傭車、委託宅配、航空輸送、TMS(チャーター個別輸送)等を対象。 ・CO_2排出量＝委託輸送活動量×排出原単位 ・排出原単位は、「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」(環境省)及び「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース Ver3.6」(環境省)、「LCIデータベース IDEA version 2.3」(国立研究開発法人産業技術総合研究所 安全科学研究部門 IDEAラボ　一般社団法人サステナブル経営推進機構)を参照。
	Cat.5 事業から出る廃棄物	・佐川急便の事業活動から出る産業廃棄物・一般廃棄物を対象。 ・CO_2排出量＝佐川急便の事業活動から出る産業廃棄物処理委託量×排出原単位＋一般廃棄物処理費用×排出原単位 ・排出原単位は、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース Ver3.6」(環境省)を参照。
	Cat.6 出張	・佐川急便の従業員を対象。 ・CO_2排出量＝佐川急便の従業員の出張交通費×排出原単位＋社有車使用の出張時における燃料使用量×排出原単位 ・排出原単位は、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース Ver3.6」(環境省)及び「LCIデータベース IDEA version 2.3」(国立研究開発法人 産業技術総合研究所 安全科学研究部門 IDEAラボ　一般社団法人サステナブル経営推進機構)を参照。
	Cat.7 雇用者の通勤	・佐川急便の従業員を対象。 ・CO_2排出量＝拠点毎の在籍人数×平均出勤日数×排出原単位 ・排出原単位は、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース Ver3.6」(環境省)を参照。
	Cat.8　リース資産(上流)	・Scope1に含めて算定。
	Cat.9　輸送・配送(下流)	・Scope1に含めて算定。
	Cat.10　販売した製品の加工	・販売製品の加工は該当無し。
	Cat.11　販売した製品の使用	・販売製品は段ボール等の梱包資材のため、使用に伴うCO_2排出は無し。
	Cat.12 販売した製品の廃棄	・マテリアル梱包資材を対象。 ・CO_2排出量＝販売製品の重量×排出原単位 ・排出原単位は、「LCIデータベース IDEA version 2.3」(国立研究開発法人 産業技術総合研究所 安全科学研究部門 IDEAラボ　一般社団法人サステナブル経営推進機構)を参照。
	Cat.13　リース資産(下流)	・Scope2に含めて算定。
	Cat.14　フランチャイズ	・該当するフランチャイズは無し。
	Cat.15　投資	・投資事業者ではないため対象外。

■エネルギー使用量

		単位	2025年度
再生可能エネルギー	電力	GJ	554,213
	バイオガス	GJ	666
	水素	GJ	5,938
非再生可能エネルギー	電力	GJ	249,896
	軽油	GJ	3,246,276
	ガソリン	GJ	436,925
	CNG	GJ	208,024
	灯油	GJ	3,031
	A重油	GJ	3,268
	都市ガス	GJ	32,005
	プロパンガス	GJ	4,690
合計		GJ	☑ 4,744,932

■エネルギー使用量の算定方法

指標	算定方法
エネルギー使用量	・販売した電力は無し ・電力：MWhからGJへの単位換算(3.6GJ/MWh)を使用して算定 ・燃料：「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」に基づく「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」の該当係数を使用して算定 ・都市ガスは40.0GJ/千㎥を使用

Deloitte.
デロイト トーマツ

独立業務実施者の保証報告書

2026年7月31日

佐川急便株式会社
代表取締役社長　笹森 公彰　殿

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
代表取締役 後藤 知弘

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社（以下「当社」という。）は、佐川急便株式会社（以下「会社」という。）が作成した「2025年度佐川急便GHG排出量」（以下「報告書」という。）に記載されている ☑ の付された2026年3月31日をもって終了する報告期間の温室効果ガス（GHG）排出量（Scope1合計値、Scope2合計値、Scope3 Cat.1,2,3,4,5,6,7,12）及びエネルギー使用量合計値（以下「GHG排出量等」という。）について、限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社は、報告書の「算定方法」に注記されている算定及び報告の規準に準拠してGHG排出量等を作成する責任を負っている。この責任には、不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のないGHG排出量等を作成するために必要な内部統制を整備及び運用することが含まれる。また、温室効果ガスの算定は、様々なガスの排出量を結合するため必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

当社の独立性と品質マネジメント

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会が公表した「職業会計士の倫理規程」及び日本公認会計士協会の「倫理規則」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質マネジメント基準第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する方針又は手続を含む、品質マネジメントシステムを整備及び運用している。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、GHG排出量等に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会が公表した国際保証業務基準3000号「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及び国際保証業務基準3410号「温室効果ガス報告に対する保証業務」に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法及び報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、並びに以下を含んでいる。

- GHG排出量等の算定及び報告に適用される規準の適合性及び利用可能性の評価
- 不正又は誤謬によるGHG排出量等に生じる重要な虚偽表示がリスクの評価及び識別
- GHG排出量等を識別するための企業のプロセスを含む、会社の内部統制システムの理解
- リスク評価の結果に基づき選定した横浜緑営業所における現地往査
- GHG排出量等の分析的手続（傾向分析を含む）の実施
- GHG排出量等に含まれる数値情報について、抽出したサンプルに関する入手した証票との突合又は再計算の実施
- 重要な見積りに利用されたデータ、見積手法及び仮定の適切性の評価
- GHG排出量等の表示の妥当性の検討

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類及び時期が異なり、その範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準よりも相当程度に低い。

限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、GHG 排出量等が、報告書の「算定方法」に注記されている算定及び報告の規準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以　上